

佐賀県告示第 323 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 28 年 6 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
唐津市 肥前町 上ヶ倉	園田 1 (386 II-078) 園田 3 (386 II-079) 下口 (386 II-080)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
唐津市 肥前町 瓜ヶ坂	瓜ヶ坂 2 (386 I-033) 平ノ山 (386 II-081) 狸平 (386 II-082) 番所 (386 II-083) 瓜ヶ坂 3 (386 II-084) 平野 (386 II-085)		
	皿ヶ坂川 (386 II-006)	土石流	
唐津市 肥前町 新木場	垣内 (386 I-030) 重石 2 (386 II-058) 佛田 (386 II-059) 東 1 (386 II-060) 太五郎谷 (386 II-061) 一反田 (386 II-062)	急傾斜地の崩壊	
	田野新田川 (386 I-013)	土石流	
唐津市 肥前町 万賀里川	万賀里川- 1 (386 I-031_1) 万賀里川- 2 (386 I-031_2) 万賀里川- 3 (386 I-031_3) 万賀里川- 4 (386 I-031_4) 曲川- 1 (386 I-032_1)	急傾斜地の崩壊	

	曲川-3 (386 I -032_3) 曲川-4 (386 I -032_4) 甚手田 1 (386 II -087) 甚手田 2 (386 II -088) 大久保 1 (386 II -089) 小太郎 (386 II -090) 山川 1 (386 II -091) 笠山 1-1 (386 II -092_1) 笠山 1-2 (386 II -092_2) 下長谷-1 (386 II -107_1) 下長谷-2 (386 II -107_2) 山川 2-1 (386 II -114_1) 山川 2-2 (386 II -114_2) 大久保 2-1 (386 II -115_1) 大久保 2-2 (386 II -115_2) 大久保 2-3 (386 II -115_3) 曲川 (386 II -116) 綿打 (386 II -117)		
唐津市 呼子町 加部島	東 3 (389 I -003) 東-1 (389 I -004_1) 東-2 (389 I -004_2) 東-3 (389 I -004_3) 東-4 (389 I -004_4) 念畑 (389 I -006) 小浜-1 (389 I -007_1) 小浜-2 (389 I -007_2) 念畑 2 (389 I -029) 杉 2 (389 II -003) 杉 1 (389 II -004) 東 4 (389 II -005) 東 6-1 (389 II -006_1) 東 6-2 (389 II -006_2) 念畑 3 (389 II -007) 小浜 2 (389 II -011) 鬼ノ口 (389 II -012) 辻 4 (389B II -001)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)